

# 知っていますか? 覚えていますか?

(下の語群から適正な言葉を選んで空欄を埋めて下さい)

10月1日から7日の「全国①  衛生週間」に向けて、9月1日から30日までは、その②  期間です。

9月1日から30日まで、「全国作業環境③  ・評価推進運動」です。

化学物質には、重篤な健康障害を引き起こすものが多く存在します。

危険有害物に分類されたすべての化学物質について、事業者の④  的管理が義務付けられました。

9月21日から30日は、「秋の全国交通安全運動」です。全国重点項目は、

⑤  材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践による歩行者の交通事故防止

▼夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と⑥  運転の撲滅

▼自転車・特定小型原動機付⑦  車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底、です。

粉じん、放射線、石綿、有機溶剤、特定⑧  物質等有害な業務を行う室内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な⑨  環境測定を行い、及びその結果を記録しておくなければならない。  
(安衛法第65条)

特定化学物質作業⑩  者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が特定化学物質により⑪  され、又はこれらを吸入しないように、作業方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所⑫  装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、その他労働者が健康⑬  を受けることを予防するための装置を一カ月を超えない期間ごとに⑭  すること。

三 保護具の使用状況を⑮  すること。  
(特化則第28条)

## 30ページの答

- 問1 「月」
- 問2 「労働災害」
- 問3 ⑤

安全、労働、活動、準備、測定、管理、積極、自律、緩衝、反射、危険、飲酒、自動、自転、化学、合成、作業、周辺、委任、主任、侵蝕、汚染、換気、排気、障害、診断、点検、改善、監視、(回答は30ページに)